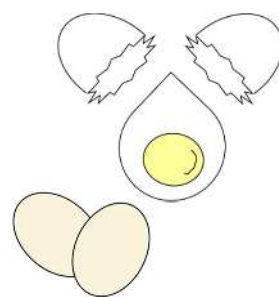
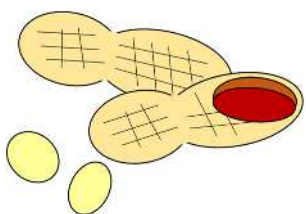
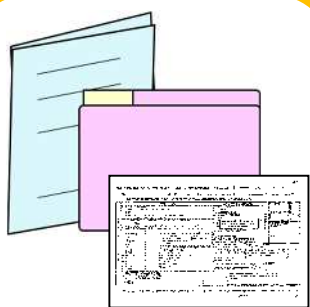


# 特定教育・保育施設等における 食物アレルギー対応の手引き



## はじめに

平成30年4月に施行された「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)では、「アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。」と示されています。

特に食物アレルギーを有する児童に対しては十分な配慮を要するため、施設と家庭との連携はもちろん、医師の診断など必要な情報を得て適切な対応を行います。施設で提供する日々の給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を知るための「食育」としての役割も担っています。

食物アレルギーのある児童が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができるよう、給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提に、各施設において食物アレルギー対応を推進することが必要です。

大阪市こども青少年局では、保育施設における食物アレルギーの対応について、これまでも食物アレルギー対応説明会などを通して、各施設において組織体制が整備されるように取り組んできたところです。

このたび、各施設で職員それぞれが、具体的な対応方法や取組みを共通理解し、保護者も含めて関係機関と連携しながら、食物アレルギーの事故防止を一層促進することを目的に、「特定教育・保育施設等における食物アレルギー対応の手引き」を作成しました。食物アレルギー対応の参考としていただくため、基本的な考え方や実際に起きた事故、ヒヤリハットの事例もあげて、留意すべき事項等を具体的に示しています。この手引きを活用し各施設において食物アレルギー対応のマニュアルを整備するなど、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

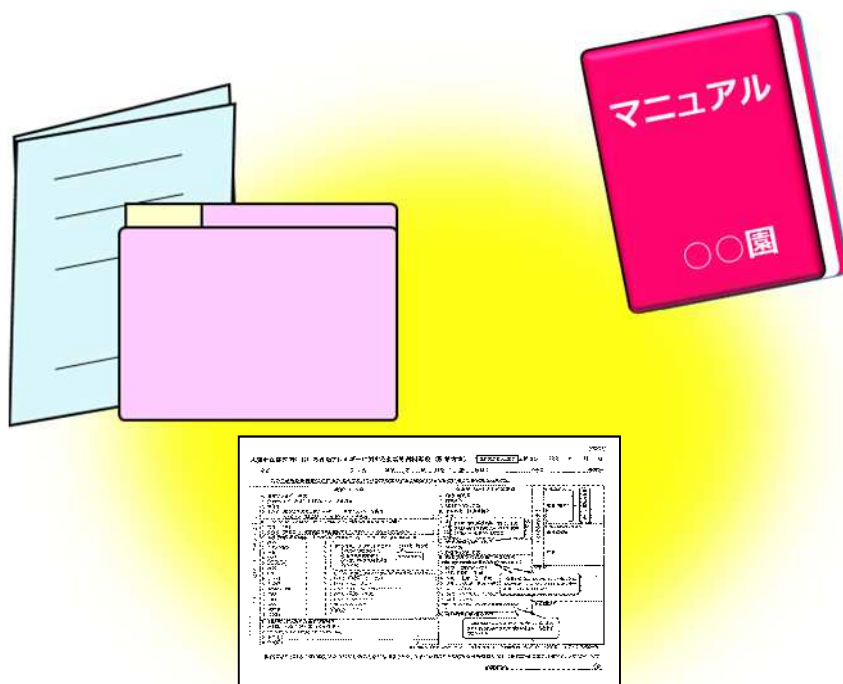
「保育所保育指針 第3章」 参照

### 【本手引きで使用する人物マーク等について】



# 1

## 特定教育・保育施設等における 食物アレルギー対応の基本的な考え方



保育所保育指針解説 第3章

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 第3・4章

食物アレルギー対応について、「保育所保育指針（平成 29 年 3 月厚生労働省）」には『アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。』またその解説書においては、『保育所におけるアレルギー対応は、組織的に行う必要がある。施設長の下に対応委員会を組織し、マニュアルを作成し、全職員がそれぞれに役割を分担し、対応の内容に習熟する必要がある』と記載されています。さらに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 23 年 3 月厚生労働省）」（以下ガイドライン）では、保育所における食物アレルギー対応の原則として『食物除去の申請には医師の診断に基づいた生活管理指導表が必要である。（年 1 回の更新）』、『保育所における食物アレルギー対応の基本は、子どもが安全に保育所生活を送るという観点から【完全除去】か【解除】の両極で対応を進めるべきである』と関係項目の各所で記載されています。

これらを考慮し、保育施設において安全な給食提供を実施するため、食物アレルギー対応は【完全除去】を基本とし、組織的に行うよう環境整備を行います。（完全除去の考え方については P 6 参照）

## 対応の3つの柱

食物アレルギーのある児童の正確な情報の把握と共有

個々の児童の対応について決定し、保護者の理解を得る

施設全体で行う日常の取組みと事故予防

すべての職員が対応できるよう、各職員の役割を明確にする

緊急時対応

迅速に適切な対応をするための体制及びマニュアルを整備する

## 食物アレルギー対応の基本的な考え方

食物アレルギーのある児童にも給食を提供する

そのためにも安全性を最優先とする

組織で対応し、施設全体で取り組む

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、医師の指示による「生活管理指導表」の提出を必須とする

職員間・保護者・主治医との十分な連携を行う

アナフィラキシー症状が発生したとき、全職員が迅速かつ適切に対応する

安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする

厨房の施設設備・人員等を考慮し、無理な（過度に複雑な）対応は行わない

保育所で「初めて食べる」ことを避ける